

保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件について

令和3年6月16日

厚生労働省子ども家庭局保育課

1. 題名

保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第231号）

2. 趣旨

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の一部の施行（施行日：改正法の公布の日）に伴い、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の規定について、条項の移動が生じることから、同法の条項を引用している条文について、条項の移動に関する所要の規定の整備を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募手続を行わなかった理由

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に掲げる「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理・・・を内容とする命令等を定めようとする」場合に該当するため、意見公募を行わないこととしました。